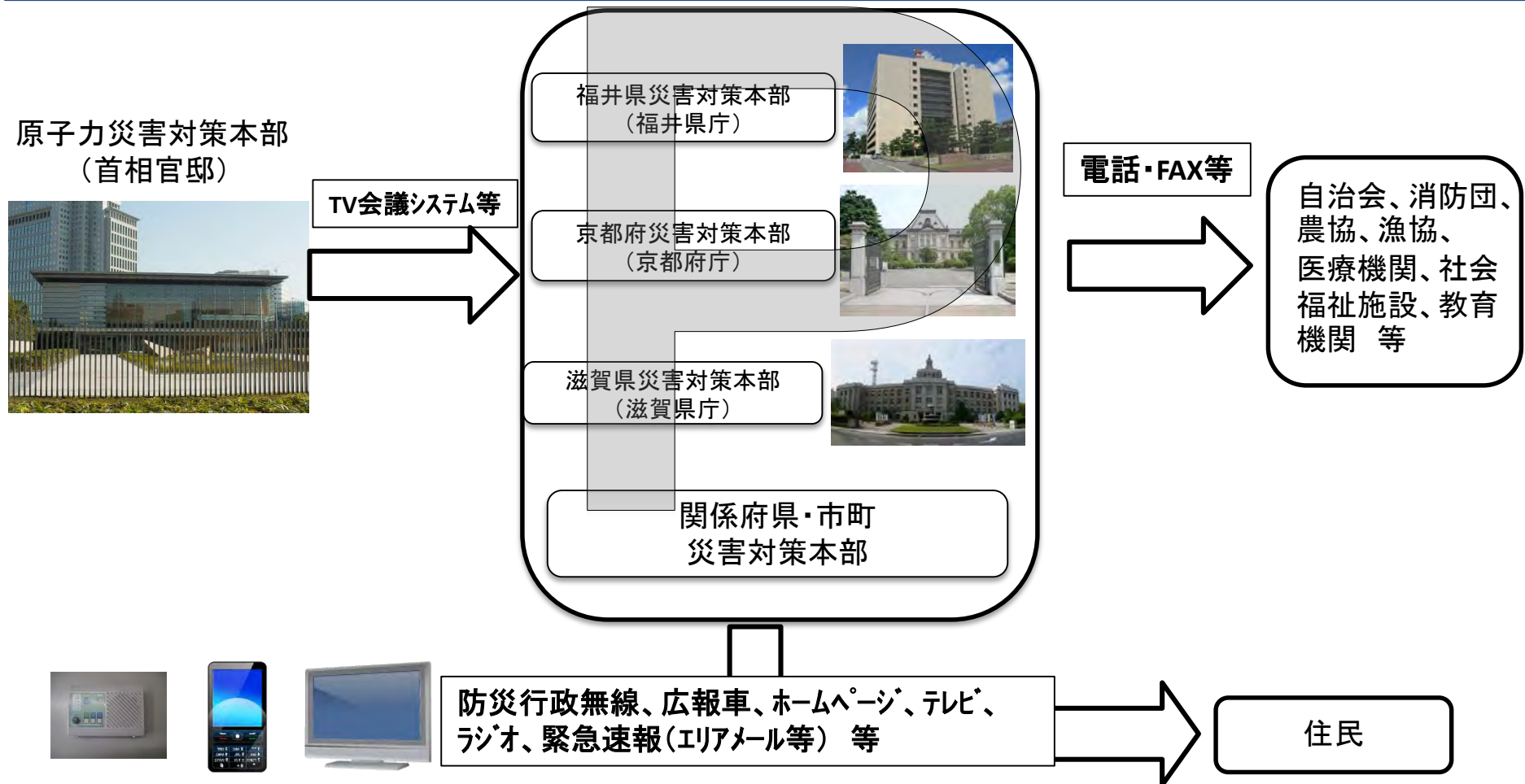


一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報(エリアメール等)、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



福井県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 福井県では、大飯原発からUPZ内にある**全ての**医療機関、社会福祉施設(49施設2,110人)については、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県が受入先を調整。

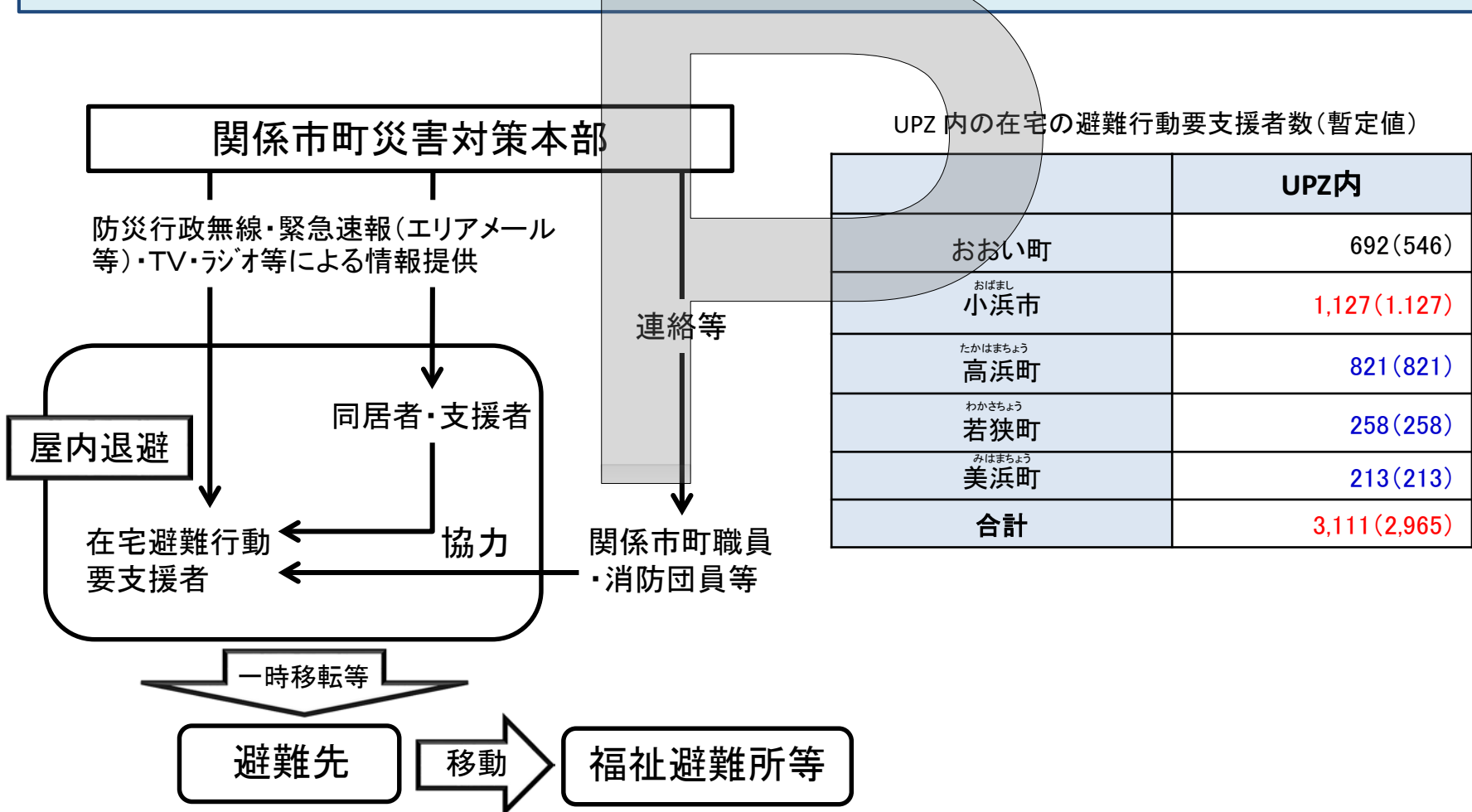
UPZ内施設と避難先

施設区分		避難元施設		避難先施設	
		施設数	入所定員 ^{※1}	受入施設数	受入可能人数
医療機関(病院・有床診療所)		8	822	11	822
社会福祉施設	介護保険施設等	24	1,042	69	1,042
	障害福祉サービス事業所等	17	246	16	246
	小計	41	1,288	85	1,288
合計		49	2,110	96	2,110

※1 医療機関については、入所定員と実入所者数に大きく隔たりがあるため、実入所者数を記載

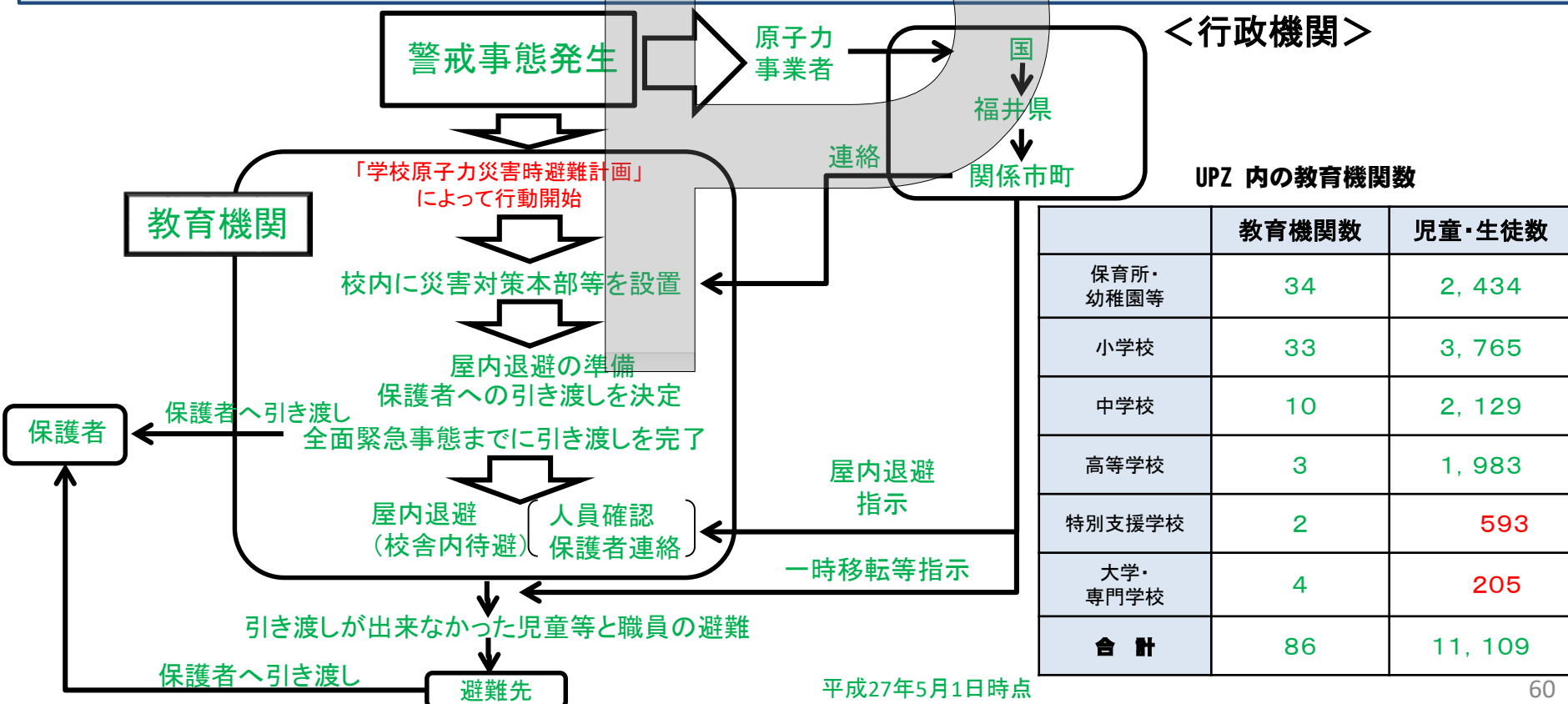
福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福井県において関係機関と調整し避難先を確保。
- ▶ 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。



福井県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において**学校原子力災害時避難計画**を策定済みであり、全面緊急事態（屋内退避措置）となった場合、学校災害対策本部等では、**あらかじめ策定した計画**に従って行動する。
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応（屋内退避）及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は、職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。



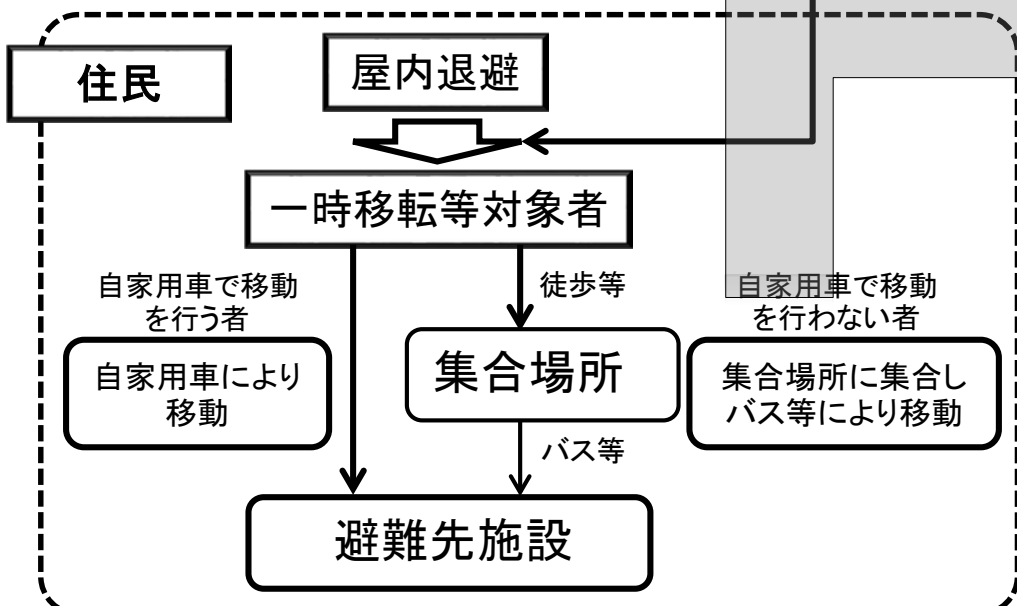
福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

- 原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過の区域に対して数時間から1日以内に避難を、20 μ Sv超過の区域に対して概ね1週間程度内に一時移転を指示。
- 原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の市町災害対策本部より、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するバス等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するバス等により避難。

関係市町災害対策本部

一時移転等の指示

<UPZ内市町の避難先>



市町名	県内避難先	県外避難先
おおい町 7,737人*	敦賀市	兵庫県 伊丹市、川西市 豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町 宝塚市、三田市、猪名川町、 小野市、西脇市、加西市、多可町、丹波市、篠山市、三木市、加東市
小浜市 30,095人	鯖江市、越前市	
高浜町 10,731人	敦賀市	
若狭町 15,718人	越前町	
美浜町 10,197人	大野市	

*平成28年1月1日時点

おおい町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートより避難を実施。

